

はじめに

著者	梅沢 達雄
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	421
雑誌名	スハルト体制の構造と変容
ページ	i-ii
発行年	1992
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00013404

はじめに

インドネシアにおける1965年の9・30事件は、スカルノ指導民主政期の「革命」に代えて、「開発」(Pembangunan)を国家的優先課題に掲げるスハルト政権成立の契機となった。独立後はじめて腰を据えて経済開発に取り組むこととなったスハルト政権は、経済開発推進のため政治的安定を必要とし、その政治的安定を確保するために築いたのが、いわゆるスハルト「新秩序」(Orde Baru)体制である。

スハルト体制は、基本的にはスカルノ体制の枠組を継承した権威主義体制である。建国5原則パンチャシラ(Pancasila)と1945年憲法体制を引き継ぎ、行政権限をさらに拡大、強化、集中した大統領内閣のもとで、既成政党勢力の実質的な政治参加を殆ど抑え込み、国民の政治的自由を著しく掣肘している極めて権威主義的な政治体制である。体制を支える中核的な勢力は言うまでもなく、共産党系勢力を一掃し、スカルノ派勢力も排除して実権を掌握した軍部主流派であるが、その他の支持勢力は四半世紀に及ぶ経済開発の進展と体制の整備につれて変遷をみた。

ところで、近年とみに発展途上国がもし急速な経済成長を欲するのであれば、どのような形態であれなんらかの権威主義体制、または強権体制、抑圧開発体制、開発独裁などと呼ばれる政治体制の選択は不可避である、ないしは容認せざるを得ないのではなからうか、という論調もしくは認識が表明され、見聞される機会が多くなっていった。ところがここ数年、そのような体制にも民主化の胎動が認められ始めた。果して開発と自由の両立は考えられないのであろうか。

小稿の目的は、あえてこのような時期にそのような基本的な問題を再検討するひとつの手掛りとして、権威主義スハルト体制を取り上げてその構造を分析し、体制による社会再編の一端を垣間見てみることにある。

筆者はかつて、スハルト政権の経済開発の成果の概要把握と、その権威主義的な政治体制の形成と展開を、それらへの批判も踏まえて、1978年3月のスハルト大統領3選の時点まで時を追って検討したことがある（「スハルト政権の経済建設と『新秩序』体制」『アジア経済』第22巻第7号・第8号，1981年7月・8月）。したがって小稿では、スハルト体制導入期の主として体制の正当性 (legitimacy) に係わる問題を、9・30事件に端を発する反共の惨事と粛清、国内経済開発課題の最優先、パンチャシラと1945年憲法体制の3つの事項に絞って略述し、第1章とした。小稿で柱とした第2章では、スハルト体制の基本的な構造とその変容について、各側面からその実態を紹介することに努めた。第3章では、権威主義体制に傾斜したスハルト体制下の社会変容の一端を探り、第4章むすびにかえてでその趨勢をみた社会階層の変動と併せて、スハルト体制がいずれは取り組まざるをえない諸課題に言及した。

1992年1月